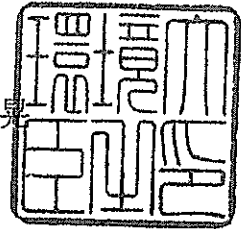




諮 問 第 3 6 3 号  
環 自 野 発 第 1310111 号  
平 成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

中央環境審議会  
会長 武内 和彦 殿

環 境 大 臣  
石 原 伸 男



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第9項において準用する法第3条第3項の規定及び法第29条第4項において準用する法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区等を別添案のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

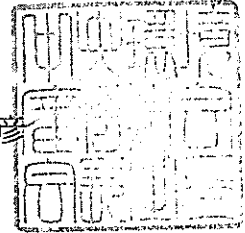
記

1. 国指定森吉山鳥獣保護区森吉山・太平湖特別保護地区の指定について
2. 国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区の指定について
3. 国指定男女群島鳥獣保護区男女群島特別保護地区の指定について

中環審第738号  
平成25年10月11日

中央環境審議会自然環境部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（付議）

平成25年10月11日付け諮問第363号、環自野発第1310111号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。